

○大雪消防組合違反処理規程

〔平成19年3月19日
訓令第16号〕

改正 平成26年4月1日訓令第5号 平成28年3月28日訓令第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、別に定めるもののほか消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）及び大雪消防組合火災予防条例（昭和48年大雪消防組合条例第17号）に定める火災の予防に関する違反の処理について必要な事項を定める。

（違反処理の区分）

第2条 違反処理の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）警告
- （2）命令
- （3）認定の取消し
- （4）許可の取消し
- （5）告発
- （6）過料事件の通知
- （7）代執行
- （8）略式の代執行（法第3条第2項又は第5条の3第2項の措置。）

（違反処理の主体）

第3条 違反処理のうち、第2条第1号、第2号（法第3章の危険物製造所等に関する命令を除く）、第7号及び第8号に掲げるものは、消防長又は消防署長（以下「署長」という。）が行うものとする。

2 違反処理のうち、第2条第3号、第5号及び第6号に掲げるものは、消防長が行うものとする。

3 違反処理のうち、第2条第2号（法第3章の危険物製造所等に関する命令）及び第4号に掲げるものは、管理者の権限のもと消防長が処理するものとする。

4 消防長又は署長が行う違反処理のうち、法第3条第1項及び法第5条の3第1項の規定に基づく措置命令については、消防吏員（消防長及び署長を除く。以下同じ。）が行うことができる。

（違反処理基準）

第4条 違反処理は、違反処理基準（別表第1）に定めるところにより処理しなければならない。

2 違反の事実が明白で、かつ、火災予防上、人命安全上猶予できないと認める場合若しくは特異な違反事案の処理に係る場合は、違反処理基準に定める措置順序によらないことができる。

（違反処理上の基本的留意事項）

第5条 違反処理は、次の各号に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- （1）違反処理は、違反の内容又は火災危険の重大性に着目し、時機を失することなく厳正公平に行うものであること。

第8編 業務（大雪消防組合違反処理規程）

(2) 違反処理事務を行うにあたっては、関係者に対し誠実かつ沈着、冷静に対処するものであること。

(3) 違反処理を行った事案については適時、追跡確認を行い、その是正促進に努めること。

（資料提出・報告徴収）

第6条 消防長又は署長は、火災予防のため資料又は報告を必要とする場合は、法第4条第1項又は法第16条の5第1項の規定に基づき、関係者に対して任意の資料提出又は報告を求めるものとする。ただし、これにより難しい場合は資料提出命令書（別記様式第1号）又は報告徴収書（別記様式第2号）を交付し、資料提出命令又は報告徴収を行うものとする。

2 前項のただし書の規定により資料又は報告書を受領する場合は、関係者に対して資料提出・報告書（別記様式第3号）を2部提出させるものとする。

（違反の調査等）

第7条 消防職員（以下「職員」という。）は、職務の執行に際し違反事実を発見し、又は聞知した場合は、速やかに消防長又は署長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた消防長又は署長は、職員に命じて速やかに違反の事実の調査にあたらせるものとする。ただし、立入検査により違反の事実が確定している場合は、調査を省略することができる。

3 前項の規定による調査を命じられた職員は、調査した結果を違反調査報告書（別記様式第4号）により消防長又は署長に報告しなければならない。

（実況見分調書及び質問調書）

第8条 職員は、前条第2項に規定する違反の調査に際し、違反の事実を明らかにする場合、証拠保全等のため必要な場合その他必要があると認める場合は、実況見分調書（別記様式第5号）を作成するものとする。

2 職員は、前条第2項に規定する違反の調査に際し、違反者、違反事実、情状等を明らかにする必要があると認める場合、供述内容が重要な証拠となると認める場合その他必要があると認める場合は、関係のある者に対して質問を行い、質問調書（別記様式第6号）を作成するものとする。

（警告）

第9条 消防長又は署長は、第7条第3項に規定する調査結果が違反処理基準の警告に該当し、同措置の必要があると認めるときは、命令等の前段階として警告書（別記様式第7号）を交付し、警告を行うものとする。ただし、緊急に措置する必要があると認める場合で、警告書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について警告することができる。この場合、事後速やかに警告書を発行するものとする。

（命令）

第10条 消防長又は署長は、第7条第3項又は第29条第2項に規定する調査結果が違反処理基準の命令に該当し、同措置の必要があると認めるときは、命令書（別記様式第8号）を交付し、命令を行うものとする。ただし、緊急に措置する必要があると認める場合で、命令書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに命令書を発行するものとする。

2 消防吏員は立入検査その他の業務の遂行中に、違反処理基準において法第3条第1項又

第8編 業務（大雪消防組合違反処理規程）

は法第5条の3第1項に規定する命令の措置をとるべきものに該当する違反を発見し、特に必要があると認める場合は、命令書（別記様式第9号）を交付し、命令を行うものとする。ただし、緊急に措置する必要があると認める場合で、命令書を発するいとまがないときは、口頭で必要な事項について命令することができる。この場合、事後速やかに命令書を発行するものとする。

3 消防吏員は、前項に規定する命令を行った場合は、措置命令報告書（別記様式第10号）により消防長又は署長に報告するものとする。

（公示）

第11条 消防長又は署長は、法第5条第1項、法第5条の2第1項、法第5条の3第1項、法第8条第3項及び第4項、法第8条の2第3項、法第11条の5第1項及び第2項、法第12条第2項、法第12条の2第1項及び第2項、法第12条の3第1項、法第13条の24第1項、法第14条の2第3項、法第16条の3第3項及び第4項、法第16条の6第1項並びに法第17条の4第1項及び第2項の規定に基づく命令を行った場合は、命令に係る対象物又は当該対象物の存する場所に標識（別記様式第11号）を設置しなければならない。

2 前項の公示は、命令を行った場合には速やかに行い、当該命令の履行又は解除がなされるまでの間その状態を維持するものとする。

（命令の解除）

第12条 消防長又は署長は、第10条に規定する命令の全部又は一部が履行され、命令の解除が必要であると認めるときは、速やかに命令解除通知書（別記様式第12号）により命令を解除するものとする。

（認定の取消し）

第13条 消防長は、第7条第3項に規定する調査結果又は第10条に規定する命令が行われたことが違反処理基準において法第8条の2の3第6項の規定に基づく認定の取消しの措置に該当するときは、特例認定取消書（別記様式第13号）を交付し、認定の取消しを行なうものとする。

（許可の取消し）

第14条 消防長は、第29条第2項に規定する調査結果が違反処理基準において法第12条の2第1項の規定に基づく許可の取消しの措置に該当し、同措置を行う必要があると認めるときに、許可取消書（別記様式第14号）を交付し、許可の取消しを行うものとする。

（事前の手続き）

第15条 第10条に規定する命令又は前条に規定する取消しのうち別表第2又は別表第3に掲げる不利益処分については、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところによるほか、大雪消防組合聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成28年大雪消防組合規則第3号）に定めるところにより聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。

（告発）

第16条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するもので、罰則をもって対応すべきと認める場合は、告発を行うものとする。

- （1） 違反内容が重大なとき
- （2） 違反に起因する火災等の発生若しくは拡大又は死傷者が発生したとき
- （3） 告発をもって措置すべき情状が認められるとき

（告発の手続き）

第17条 告発は、違反の生じた場所を管轄する捜査機関の司法警察員又は検察官に対して行うものとする。

2 告発を行うときは、告発書（別記様式第15号）に次の各号に掲げるもののうち違反に関する必要な資料を添付するものとする。

- （1） 立入検査結果通知書（写）
- （2） 警告書（写）、命令書（写）
- （3） 図面、写真
- （4） その他違反事実及び情状の認定に必要な資料

（過料事件の通知）

第18条 消防長は、法第8条の2の3第5項又は法第17条の2の3第4項の規定による届出を怠った者を覚知した場合で、過料により対応する必要があると認めるときは、過料事件の通知を行うものとする。

（過料事件の手続き）

第19条 過料事件の通知は、法第8条の2の3第5項又は法第17条の2の3第4項に規定する届出を怠った者の住所地を管轄する地方裁判所に対して行うものとする。

2 過料事件の通知は、過料事件通知書（別記様式第16号）に次の各号に掲げる過料事件ごとに当該各号に掲げる資料を添付して行うものとする。

- （1） 法第8条の2の3第5項に係る過料事件
 - ア 特例認定防火対象物の管理権原者であったことを証する資料
 - イ 特例認定防火対象者物の管理権原者に変更があったことを証する資料
 - ウ 過料に処せられるべき者の住所地等を証する資料
 - エ 違反時点において特例認定防火対象物であったことを証する資料
- （2） 法第17条の2の3第4項に係る過料事件
 - ア 法第17条第3項の認定を受けたものであることを証する資料
 - イ 認定を受けた特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画の軽微な変更の内容を証する資料
 - ウ 過料に処されるべき者の住所地等を証する資料

（代執行）

第20条 消防長又は署長は、第10条に規定する命令又は第16条に規定する告発によってもなお違反が是正されない場合であつて、特に必要があると認めるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の定めるところにより、代執行を行うものとする。

2 代執行の戒告、通知及び費用徴収のための文書並びに執行責任者の証票は、次の各号のとおりとする。

- （1） 戒告書（別記様式第17号）
- （2） 代執行令書（別記様式第18号）
- （3） 代執行費用納付命令書（別記様式第19号）
- （4） 代執行執行責任者証（別記様式第20号）

（証票の携帯）

第21条 消防長、署長その他の消防吏員が執行責任者として代執行の現場に赴くときは前

条第2項第4号の証票を携帯し、要求があるときは、これを呈示しなければならない。

（略式の代執行）

第22条 消防長又は署長は、法第3条第1項又は法第5条の3第1項に規定する命令に係る履行義務者を確知することができず、当該命令を行うことができない場合は、法第3条第2項又は法第5条の3第2項の規定に基づき、職員に法第3条第1項第3号又は第4号に掲げる措置をとらせるものとする。

2 前項に規定する措置を行う場合には、事前に相当な期間を定めて公告を行うものとする。ただし、緊急の必要があると認めるときは、この限りではない。

（物件の保管）

第23条 消防長又は署長は、前条の規定により物件を除去させたときは、次の各号に掲げる事項に留意して当該物件を保管しなければならない。

- （1） 物件の滅失及び破損の防止
- （2） 盗難の防止
- （3） 火災等の災害発生防止

（物件の公示等）

第24条 前条の規定により物件を保管したときの公示、物件の売却、物件の保管等に要した費用及び所有権の帰属については、法第3条第3項若しくは法第5条の3第4項において準用する災害対策基本法（昭和36年法律223号）第64条第3項から第6項までの規定又は消防法施行令（昭和36年政令第37号）第45条において準用する災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第25条から第27条までの規定によるものとする。

2 前項に規定する公示は、保管物件公告（別記様式第21号）により行い、保管物件一覧簿（別記様式第22号）を備えるものとする。

3 第1項に規定する物件の保管に要した費用等の徴収は、保管費等納付命令書（別記様式第23号）により行うものとする。

（保管物件の返還等）

第25条 保管物件の所有者等から保管物件若しくは保管物件を売却した代金の返還を求められ、又は所有権を放棄する旨の申出があったときは、当該物件の所有者等であることを証する書類等の提示を求め、次の各号に掲げる区分に応じて必要な処理を行うものとする。

- （1） 保管物件の返還

保管物件受領書（別記様式第24号）を提出させ、保管物件を返還するものとする。

- （2） 売却代金の返還

代金受領書（別記様式第25号）を提出させ、売却代金を返還するものとする。

- （3） 所有権の放棄

所有権放棄書（別記様式第26号）を提出させ、必要な措置を行うものとする。

（警告書等の交付手続）

第26条 この規程に定める警告書、命令書、特例認定取消書、許可取消書、戒告書、代執行令書、代執行費用納付命令書及び保管費等納付命令書（以下「警告書等」という。）を発行するときは、原則として当該関係者に直接交付し、受領書（別記様式第27号）に署名押印を求めるものとする。

2 前項の警告書等の受領を拒否された場合、その他必要があると認めるときは、配達証明

第8編 業務（大雪消防組合違反処理規程）

及び内容証明の取扱い等により郵送するものとする。

（関係行政機関との連携）

第27条 消防長又は署長は、他法令の防火に関する規定に違反していると認められるときは、主管行政庁に通知し、是正促進を要請するものとする。

2 消防長又は署長は、違反処理に当たり必要と認める場合は、法第35条の10の規定に基づき他の関係官公署に照会し、又は協力を求めるものとする。

（違反処理台帳の整備）

第28条 職員は、違反処理を行った場合、事後の改善指導、履行状況の確認等その経過を違反処理台帳（別記様式第28号）に記録しておかなければならない。

（履行状況の調査）

第29条 消防長又は署長は、違反処理を行ったときは、必要に応じ職員に命じて履行状況の調査を行わせるものとする。

2 前項に規定する調査を命ぜられた職員は、調査した結果について履行状況調査報告書（別記様式第29号）により消防長又は署長に報告するものとする。

（署長から消防長への報告）

第30条 署長は、第2条各号に掲げる違反処理を行ったときは、違反処理報告書（別記様式第30号）により消防長に報告するものとする。

2 署長は、第2条各号に掲げる違反処理について完結したときは、違反処理完結報告書（別記様式第31号）により消防長に報告するものとする。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（当麻町、比布町及び愛別町の大雪消防組合加入による経過措置）

2 平成26年4月1日において、その前日までに上川中部消防組合火災予防違反処理規程（平成18年上川中部消防組合訓令第2号。以下「違反処理規程」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

3 平成26年4月1日において、その前日までにした行為に対する告発の適用については、なお違反処理規定の例による。

附 則（平成26年4月1日訓令第5号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月28日訓令第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

違反処理基準

違反項目	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	
1 屋外における火災予防に危険な行為等	次の行為又は物件で、火災の予防に危険であると認められるもの 避難その他の活動に支障になると認められるもの又は消火、	(1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具（物件に限る。）又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具（物件に限る。）の使用その他これらに類する行為	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備命令（法第3条第1項）				
		(2) 残火、取灰又は火粉	残火、取灰又は火粉の始末の命令（法第3条第1項）				
		(3) 危険物又は放置され、若しくは、みだりに存置された燃焼のおそれのある物件	物件の除去その他の処理命令（法第3条第1項）				
		(4) 放置され、若しくはみだりに存置された物件	物件の整理又は除去命令（法第3条第1項）				
2 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その1）	防火対象物の位置、構造、設備又は管理について次の状況が認められるもの	(1) 火災の予防に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去、工事の停止又は中止その他の必要な措置命令（法第5条第1項）	二次措置が不履行で、かつ、違反項目3の適用要件に該当する場合	違反項目3の一次措置による（法第5条の2第1項）
		(2) 消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第5条第1項）	二次措置が不履行で、かつ、違反項目3の適用要件に該当する場合	違反項目3の一次措置による（法第5条の2第1項）
		(3) 火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第5条第1項）	二次措置が不履行で、かつ、違反項目3の適用要件に該当する場合	違反項目3の一次措置による（法第5条の2第1項）
		(4) その他火災予防上必要があると認める場合	警告	警告事項不履行のもの	改修、移転、除去その他の必要な措置命令（法第5条第1項）	二次措置が不履行で、かつ、違反項目3の適用要件に該当する場合	違反項目3の一次措置による（法第5条の2第1項）

第8編 業務（大雪消防組合違反処理規程）

違反項目	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
3 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その2）	(1) 法第5条等の規定により必要な措置が命ぜられたにもかかわらず、その措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあっては、履行されても当該期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合、消火、避難その他の消防活動に支障になると認める場合又は火災が発生したならば人命に危険であると認める場合	使用停止命令等 (法第5条の2第1項第1号)				
	(2) 法第5条等の規定による命令によって、火災の予防の危険、消火、避難その他の消防の活動の支障又は火災が発生した場合における人命の危険を除去することができないと認める場合	使用停止命令等 (法第5条の2第1項第1号) 警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令等(法第5条の2第1項第2号)		
	他の消防の活動に支障になると認めるもの又は物件で火災の予防に危険であると認めるもの又は消火、避難そ	(1) 火遊び、喫煙、たき火、火を使用する設備若しくは器具(物件に限る。)又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具(物件に限る。)の使用その他これらに類する行為 (2) 残火、取灰又は火粉 (3) 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件 (4) 放置され、若しくはみだりに存置された物件(上記(3)の物件を除く。)	禁止、停止若しくは制限又は消火の準備命令(法第5条の3第1項) 残火、取灰又は火粉の始末命令(法第5条の3第1項) 物件の除去その他の処理(法第5条の3第1項) 物件は整理又は除去(法第5条の3第1項)	一次措置が不履行で、かつ、違反項目3の適用要件に該当する場合 一次措置が不履行で、かつ、違反項目3の適用要件に該当する場合 一次措置が不履行で、かつ、違反項目3の適用要件に該当する場合 一次措置が不履行で、かつ、違反項目3の適用要件に該当する場合	違反項目3の一次措置による(法第5条の2第1項) 違反項目3の一次措置による(法第5条の2第1項) 違反項目3の一次措置による(法第5条の2第1項) 違反項目3の一次措置による(法第5条の2第1項)	
4 防火対象物における火災予防に危険な行為等（その3）						

第8編 業務（大雪消防組合違反処理規程）

違反項目	適用要件		一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置	
5 防火管理 関係違反 （法第8 条第1項 及び法第 17条の3 の3）	(1) 防火管理者未選任		警告	警告事項 不履行の もの	選任命令 （法第8 条第3項）	二次措置が 不履行で、 かつ、違反 項目3の適 用要件に該 当する場合	違反項目3 の一次措置 による （法第5 条の2第 1項）	
	ア 消防計画未 作成		警告	警告事項 不履行の もの	作成命令 （法第8 条第4項）	二次措置が 不履行で、 かつ、違反 項目3の適 用要件に該 当する場合	違反項目3 の一次措置 による （法第5 条の2第 1項）	
	イ 消防計画が 不適正なもの		警告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令 （法第8 条第4項）	二次措置が 不履行で、 かつ、違反 項目3の適 用要件に該 当する場合	違反項目3 の一次措置 による （法第5 条の2第 1項）	
	ウ 消火、通報及 び避難訓練未 実施		警告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令 （法第8 条第4項）	二次措置が 不履行で、 かつ、違反 項目3の適 用要件に該 当する場合	違反項目3 の一次措置 による （法第5 条の2第 1項）	
	エ 消防用設備 等の点検、整 備未実施等		警告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令 （法第8 条第4項）	二次措置が 不履行で、 かつ、違反 項目3の適 用要件に該 当する場合	違反項目3 の一次措置 による （法第5 条の2第 1項）	
	オ 火気の使用又は取扱 いに関する監督不適正		火気使用器具、 電気器具等の 管理	警告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令 （法第8 条第4項）	二次措置が 不履行で、 かつ、違反 項目3の適 用要件に該 当する場合	違反項目3 の一次措置 による （法第5 条の2第 1項）
			指定場 所における喫 煙等の 制限	警告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令 （法第8 条第4項）	二次措置が 不履行で、 かつ、違反 項目3の適 用要件に該 当する場合	違反項目3 の一次措置 による （法第5 条の2第 1項）
	カ 避難又は防 火に必要な構 造及び設備の 管理不適正		警告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令 （法第8 条第4項）	二次措置が 不履行で、 かつ、違反 項目3の適 用要件に該 当する場合	違反項目3 の一次措置 による （法第5 条の2第 1項）	
	キ 劇場等の定 員管理不適正		警告	警告事項 不履行の もの	適正執行 命令 （法第8 条第4項）	二次措置が 不履行で、 かつ、違反 項目3の適 用要件に該 当する場合	違反項目3 の一次措置 による （法第5 条の2第 1項）	
	② 防火管理業務不適正							

第8編 業務（大雪消防組合違反処理規程）

違反項目	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
6 共同防火管理関係違反 （法第8条の2）	共同防火管理協議事項未決定	警告	警告事項不履行のもの	法定命令（法第8条の2第3項）	二次措置が不履行で、かつ、違反項目3の適用要件に該当する場合	違反項目3の一次措置（法第5条の2第1項）
7 定期点検報告関係違反 （法第8条の2の2及び法第8条の2の3）	（1）定期点検報告未実施での表示又は紛らわしい表示をしたもの	表示の除去又は消印を付することの命令（法第8条の2の2第4項）	認定の取消し（法第8条の2の3第6項）			
	（2）偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したもの					
	（3）法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第8条第3項若しくは第4項又は第17条の4第1項若しくは第2項の規定の命令がされたもの					
	（4）法第8条の2の3第1項第3号に該当しなくなったもの					
8 消防用設備等又は特殊消防用設備等に関する基準違反 （法第17条第1項）	消防設備等又は特殊消防用設備等が未設置又は維持管理が不適正なもの	警告	警告事項不履行のもの	措置命令、改修命令又は維持命令（法第17条の4第1項又は第2項）	二次措置が不履行で、かつ、違反項目3の適用要件に該当する場合	違反項目3の一次措置による（法第5条の2）
9 危険物の無許可貯蔵又は取扱い （法第10条第1項）	（1）危険物の無許可貯蔵又は取扱いに関する違反のうち、次のいずれかに該当するもの ア 製造所等以外の場所で指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの イ 製造所等において、当該貯蔵又は取扱いの態様を逸脱して、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもの	除去命令又は禁止命令（法第16条の6）				
	（2）製造所等以外の場所で油圧措置、潤滑油循環装置等において、引火点が100℃以上の第4類の危険物のみを指定数量以上貯蔵し、又は取り扱っているもの	警告				

第8編 業務（大雪消防組合違反処理規程）

違反項目	適用要件	一次措置	適用要件	二次措置	適用要件	三次措置
10 製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いに関する基準違反（法第10条第3項）	（1）製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい、飛散等により災害拡大危険が著しく大きいもの	基準遵守命令 （法第11条の5第1項・第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令 （法第12条の2第2項第1号）		
	（2）製造所等における危険物の貯蔵又は取扱いについて、法第10条第3項の基準に違反しているもので、漏えい溢れ、飛散等があるもの又はそのおそれがあるもの	警告	警告事項不履行のもの	基準遵守命令 （法第11条の5第1項・第2項）	基準遵守命令不履行のもの	使用停止命令 （法第12条の2第2項第1号）
	（3）法第11条第1項の規定による許可若しくは法第11条の4第1項の規定による届出に係る数量を超える危険物又はこれらの許可若しくは届出に係る品名以外の危険物を貯蔵し、又は取り扱っているもので、当該貯蔵又は取扱いにより製造所等の位置、構造又は設備の変更許可を要するもの	警告	警告事項不履行のもの	除去命令 （法第11条の5第1項・第2項）	除去命令不履行のもの	使用停止命令 （法第12条の2第2項第1号）
11 製造所等の位置、構造又は設備の無許可変更（法第11条第1項）	製造所等の位置、構造又は設備を無許可で変更しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令 （法第12条の2第1項第1号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消 （法第12条の2第1項第1号）
12 製造所等の完成検査前使用（法第11条第5項）	設置許可又は変更許可に係る完成検査合格前に使用しているもの	警告	警告事項不履行のもの	使用停止命令 （法第12条の2第1項第2号）	使用停止命令不履行のもので、法第10条第4項の基準に適合していないもの	許可の取消 （法第12条の2第1項第2号）
13 製造所等の位置、構造又は設備に関する基準違反（法第12条第1項）	（1）法第10条第4項の基準に適合しないもので、火災等の災害発生危険が著しく大きいもの	基準適合命令 （法第12条第2項）	基準適合命令不履行	使用停止命令 （法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消 （法第12条の2第1項第3号）
	（2）法第10条第4項の基準に適合しないもの（上欄の場合を除く。）	警告	報告事項不履行のもの	使用停止命令 （法第12条の2第1項第3号）	使用停止命令不履行のもの	許可の取消 （法第12条の2第1項第3号）
14 製造所等の緊急使用停止等（法第12条の3）	製造所等又はその近隣において、火災、爆発等の事故が発生したことにより、当該製造所等の使用が災害発生上極めて危険な状態であると認められるもの	使用停止命令 （法第12条の3第1項）				

第8編 業務（大雪消防組合違反処理規程）

違反項目	摘要要件	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置
15	製造所等における危険物保安監督者の未選任（法第13条第1項・第3項）	警告	警告事項不履行のものです、当該違反状態が長期継続するなど内容が悪質なものを	使用停止命令（法第12条の2第2項第3号）		
	（2）危険物取扱者の立会いなしに無資格者による危険物の取扱いが行われているもの	警告				
16	危険物保安監督者の法令違反等	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のものを	使用停止命令（法第12条の2第2項第4号）		
	（2）危険物保安統括管理者又は危険物保安監督者に保安業務を引き続き行わせることが、公共の安全の維持又は災害発生防止上支障があるもの	警告	警告事項不履行のものを	解任命令（法第13条の24）	解任命令不履行のものを	許可の取消し（法第12条の2第2項第4号）
17	予防規程未作成等（法第14条の2）	警告				
	（2）予防規程を定めているが、内容的に火災予防上適当でないもの	警告	警告事項不履行のものを	変更命令（法第14条の2第3号）		
18	特定屋外タンク貯蔵所等の保安検査未実施（法第14条の3第1項・第2項）	警告	法第10条第4項の基準に適合していないもので、火災等の災害危険があるものを	使用停止命令（法第12条の2第1項第4号）	使用停止命令不履行のものを	許可の取消し（法第12条の2第1項第4号）
19	製造所等の定期点検未実施等（法第14条の3の2）	警告	警告事項不履行のもののうち、法第10条第4項の基準に違反し、火災等の災害危険があるものを	使用停止命令（法第12条の2第1項第5号）	使用停止命令不履行のものを	許可の取消し（法第12条の2第1項第5号）
	（2）点検記録を作成せず、虚偽の点検記録を作成し、又は点検記録を保存しなかったもの	警告				
20	危険物の運搬に関する基準違反（法第16条）	警告				

第8編 業務（大雪消防組合違反処理規程）

違反項目	摘要要件	一次措置	摘要要件	二次措置	摘要要件	三次措置
21	移動タンク貯蔵所により、危険物取扱者を乗車させずに危険物の移送を行っているもの (法第16条の2第1項)	警告				
22	製造所等における事故発生時の応急措置未実施 (法第16条の3第1項)	応急措置実施命令 (法第16条の3第3項・第4項)				
23	少量危険物貯蔵取扱所（未届を含む。）の貯蔵取扱いに関する基準違反（法第9条の4・条例第30条から31条の8）	除去命令 又は使用停止命令 (法第3条第1項第5条第1項)				
	みだりな火気の使用、危険物の漏れ、あふれ又は飛散等があるもの	警告	警告事項不履行のもの	改修命令、除去命令 (法第3条第1項、第5条第1項、第5条の3第1項)	措置命令が不履行で引き続き人命に危険であると認める場合等	使用停止命令等 (法第5条の2第1項)
24	指定可燃物貯蔵取扱所（未届を含む。）の貯蔵取扱いに関する基準違反（法第9条の4・条例第33条から34条の2）	除去命令 又は使用停止命令 (法第3条第1項第5条第1項)				
	みだりな火気の使用、指定可燃物の漏れ、あふれ又は飛散等があるもの	警告	警告事項不履行のもの	改修命令、除去命令 (法第3条第1項、第5条第1項、第5条の3第1項)	措置命令が不履行で引き続き人命に危険であると認める場合等	使用停止命令等 (法第5条の2第1項)

第8編 業務（大雪消防組合違反処理規程）

別表第2（第15条関係）

聴聞が必要な不利益処理

処分内容	根拠条項
1 認定の取消し	法第8条の2の3第6項
2 許可の取消し	法第12条の2第1項
3 危険物保安統括管理者等解任命令	法第13条の24第1項

別表第3（第15条関係）

弁明の機会の付与が必要な不利益処分

処分内容	根拠条項
1 防火対象物の改修、除去等の命令（緊急の場合を除く。）	法第5条第1項
2 防火対象物の使用の禁止等の命令（緊急の場合を除く。）	法第5条の2第1項
3 防火対象物における物件の除去等の命令（緊急の場合を除く。）	法第5条の3第1項
4 防火管理者の行うべき業務についての措置命令（法令により処分要件が明確な場合を除く。）	法第8条第4項
5 危険物施設の使用停止命令（緊急の場合を除く。）	法第12条の2第1項、第2項
6 予防規程の変更命令（法令により処分要件が明確な場合を除く。）	法第14条の2第3項

別記様式第1号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（住所）

（氏名）

様

大雪消防組合

⑨

資料提出命令書

所 在
名 称
用 途

火災予防のために必要があると認めるので、消防法 の規定に基づき、
下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

命令事項

年 月 日までに を に提出すること。

- （教示）1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁判があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁判の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第2号（第6条関係）

第 号
年 月 日

（住所）

（氏名） 様

大雪消防組合

印

報 告 徴 収 書

所 在
名 称
用 途

火災予防のために必要があると認めるので、消防法 の規定に基づき、
下記事項を 年 月 日までに へ文書をもって報告する
よう要求する。

なお、理由なく報告せず、又は虚偽の報告をした場合は、消防法第44条第2号の規定により処罰されることがある。

記

報告徴収事項

- （教示） 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第3号（第6条関係）

年 月 日

大雪消防組合

様

資料等提出者

住所

氏名

印

資 料 提 出 書
報 告 書

年 月 日付け 第 号により 資料提出命令書 報告徴収書 に基づき 資料 報告書 を

提出します。

なお、提出した資料については、用済み後 返 還 処 分 して下さい。

記

上記の 資 料 報告書 を受領しました。

第 号
年 月 日

大雪消防組合

印

別記様式第4号（第7条関係）

年 月 日

大雪消防組合

様

所 属

階級・氏名

印

違 反 調 査 報 告 書

違 反 者	住 所			
	氏 名		職 業	
			生年月日	年 月 日生
対 象 物 状 の 状 況	所 在			
	名 称			
	用 途		延べ面積	m ²
	構 造		階 層	地上 階 地下 階
違 反 事 実				
違 反 条 項				
違反の発生事由（経過・背景・関係者の動向等）				
過去の違反処理経過				
参考事項（査察経過等）				
担当者意見欄				

別記様式第5号（第8条関係）

（甲）

実況見分調書（第 回）

実況見分日時 開始 年 月 日 時 分ころ
終了 年 月 日 時 分ころ

対象物所在
同 名 称
同 用 途

上記 について、本職は次のとおり見分した。

年 月 日

所 属
階級・氏名

㊟

実況見分の目的

実況見分の立会人

住 所

職・氏名

生年月日

年 月 日生（ 歳）

別記様式第6号（第8条関係）

（甲）

質 問 調 査 書

質 問 実 施 日 時	開始	年	月	日	時	分	ころ
	終了	年	月	日	時	分	ころ

質問実施場所

対象物所在

同 名 称

同 用 途

上記対象物について、本職が下記の者に質問したところ任意に次のように供述した。

被質問者 住 所
氏 名
生 年 月 日
職 業（職名）

別記様式第7号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（住所）

（氏名）

様

大雪消防組合

印

警 告 書

所 在
名 称
用 途

上記対象物は、 と認めるので、下記のとおり履行するよう警告する。

なお、この警告に従わない場合は、法律に基づく措置をとることがある。

（命令を行ったときは、当該対象物に受命者の氏名、命令内容等を記載した標識の設置等により公示する。）

記

警告事項

別記様式第8号（第10条関係）

第 号
年 月 日

（住所）

（氏名） 様

大雪消防組合

㊟

命 令 書

所 在
名 称
用 途

上記対象物は、

と認めるので、消防法

の規定により下記のとおり命令する。

なお、本命令に従わない場合は、消防法
ることがある。

の規定により処罰され

記

1 命令事項

2 命令の理由

- （教示） 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第9号（第10条関係）

第 年 月 日 号

(住所) 様
(氏名)

命 令 書

火災の予防に危険である又は消防の活動に支障になると認められるので、消防法の規定により次の措置をとるべきことを命令ずる。

なお、本命令に従わない場合は、消防法により処罰されることがある。

発令年月日	年 月 日	発令者	所属・階級 氏 名	⑨
所在			名 称	
受 命 者 の 区 分			行 為 者 ・ 所 有 者 ・ 管 理 者 ・ 占 有 者	
消防法に基づく適用条項			命 令 の 理 由 及 び 命 令 事 項	
消防法第三条第一項・ 第五条の三第一項	第一号	火 遊 び 煙 火 喫 た き	禁 止	
		火を使用する設備若しくは器具又はその使用に際し火災の発生のおそれのある設備若しくは器具の使用その他これらに類する行為	停 止	
			制 限	
			消 火 準 備	
第二号	残火，取灰又は火粉の始末			
第三号	危険物又は放置され，若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件の除去その他の処理			
第四号	放置され，又はみだりに存置された物件の整理又は除去			

(教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

受領欄	年 月 日 本命令書を確かに受領しました。			
	受領者	住所	氏名	

別記様式第10号（第10条関係）

年 月 日

大雪消防組合

様

所 属

階級・氏名

印

措 置 命 令 報 告 書

消防法

の規定に基づき、次のとおり措置命令を行ったので報告します。

命令日時	年 月 日	
命令場所		
命令事項		
被命令者	住 所	
	氏 名	
違反事項		
違反条項		
履行状況		
備 考		

別記様式第11号（第11条関係）

消防法による命令の公告

所在地
名称
命令を受けた者の氏名

この は、 と認めるので、 年 月 日、
に基づき下記のとおり命令したものです。

記

命令事項

年 月 日

大雪消防組合

注意

- 1 この標識は、消防法 の規定に基づき設置したものです。
- 2 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪により罰せられることがあります。

別記様式第12号（第12条関係）

第 号
年 月 日

（住所）

（氏名）

様

大雪消防組合

印

命 令 解 除 通 知 書

所 在
名 称
用 途

あなたの する上記対象物について、 年 月 日付け 第 号に
よる 命令については、下記の理由によりこれを解除します。

記

解除の理由

別記様式第13号（第13条関係）

第 号
年 月 日

（住所）

（氏名）

様

大雪消防組合
消防長

㊟

特 例 認 定 取 消 書

下記防火対象物は、消防法第8条の2の3第6項第 号の規定に該当するため、同項の規定に基づき、特例認定を取り消す。

記

- 1 防火対象物所在地，名称等
- 2 特例認定年月日・番号
- 3 特例認定取消しの理由となる事項

- （教示）
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第14号（第14条関係）

第 号
年 月 日

（住所）
（氏名） 様

大雪消防組合
管理者 印

許 可 取 消 書

下記危険物施設は、消防法第12条の2第1項第 号の規定に該当するため、同項の規定に基づき許可を取り消す。

なお、この処分を受けたにもかかわらず、当該施設において指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱ったときは、消防法 の規定により処罰されることがある。

記

- 1 危険物施設の区分
- 2 設置場所又は常置場所
- 3 設置許可年月日・番号
- 4 許可取消しの理由となる事実

- （教示）
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第15号（第17条関係）

第 号
年 月 日

警察本部（警察署）
司法警察員（階級） 様
〔 地方検察庁
検事正 〕

大雪消防組合

⑩

告 発 書

下記の犯罪があると思料するので、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、関係資料を添えて告発します。

記

- 1 被告発人
- 2 罪名及び適用法条（例）
- 3 犯罪の事実
- 4 証拠となるべき資料
- 5 犯罪の情状
- 6 参考事項
- 7 意見

別記様式第16号（第19条関係）

第 号
年 月 日

地方裁判所
部 御中

大雪消防組合

印

過 料 事 件 通 知 書

消防法第46条の5に基づき過料に処せられるべき事件を発見したので、下記のとおり通知します。

記

- 1 違反者の氏名及び住所
氏 名
住 所
- 2 違反防火対象物の名称等及び管理権原者
名 称
所 在
変更前の管理権限者
- 3 該当法条
消防法第8条の2の3第5項（特例認定防火対象物の管理権原者の変更届出）
消防法第46条の5
- 4 添付書類

別記様式第17号（第20条関係）

第 号
年 月 日

（住所）

（氏名） 様

大雪消防組合

印

消防対象物

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 用途

戒 告 書

上記消防対象物については、 と認めたので、消防法
に基づき、 年 月 日付け 第 号をもって
年 月 日までに することを命じたが、いまだ履行していない。
よって、前記命令を 年 月 日までに履行しないときは、行政代執行法第2
条の規定に基づき、代執行を行うこととしたので、この旨行政代執行法第3条第1項の規定
に基づき、戒告する。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき徴収する。また、
代執行により生ずる損害及び処置した物件の管理については、すべてその責任を負わないこ
とを申し添える。

- （教示）
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日
から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。
ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であって
も、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることがで
きなくなります。
 - 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があっ
たことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁
決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴
訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被
告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。た
だし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっ
ても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴
えを提起することができなくなります。

別記様式第18号（第20条関係）

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

大雪消防組合

印

代 執 行 令 書

消防対象物

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 用途

上記消防対象物については、行政代執行法第2条の規定に基づき、代執行を次により行うこととしたので、この旨行政代執行法第3条第2項の規定に基づき、通知する。

なお、代執行に要するすべての費用を行政代執行法第2条の規定に基づき徴収する。また、代執行により生ずる損害については、すべて責任を負わないので申し添える。

- 1 代執行する時期
- 2 現場執行責任者（職・氏名）
- 3 代執行の内容
- 4 代執行に要する費用
（概算見積額）

- (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第19号（第20条関係）

第 号
年 月 日

（住所）
（氏名） 様

大雪消防組合

印

代執行費用納付命令書

消防対象物

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 用途

年 月 日付け 第 号の代執行令書による代執行に要した費用の金額が決定したので、行政代執行法第5条の規定に基づき、代執行費用を次のとおり納付するよう命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税滞納処分の例により徴収することがあるので、申し添える。

- 1 納付期日
- 2 納付金額
- 3 納付方法
- 4 代執行日

- （教示）
- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
 - 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第20号（第20条関係）

第 号
年 月 日

代執行執行責任者証

大雪消防組合
階級氏名

上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。

年 月 日

大雪消防組合

⑩

記

1 代執行をなすべき事項

2 代執行をなすべき期日

別記様式第21号（第24条関係）

第 号
年 月 日

保 管 物 件 公 告

火災予防上危険（消防活動上支障）であると認めるので、消防法の規定に基づき下記物件を保管しました。心当りの人は、すみやかに大雪消防組合に申し出てください。

大雪消防組合

㊞

記

1 名称又は種類

2 形状及び数量

3 物件の所在した場所

4 除去した日時

年 月 日 時 分頃

5 保管を始めた日時

年 月 日 時 分頃

6 保管の場所

7 保管物件の返還を求める場合の必要事項

保管物件と権利関係を証明し得る書類及び印鑑を持参してください

第8編 業務（大雪消防組合違反処理規程）

別記様式第22号（第24条関係）

保管物件一覧簿

番号	名称（種類） 形状、数量	物件の所在 した場所	除去日時	保管開始 日時	保管場 所	公示 年月日	備考

（注）備考欄には、保管物件を売却した時の売却年月日又は返還したときの返還年月日等を記載する。

別記様式第23号（第24条関係）

第 号
年 月 日

(住所)
(氏名) 様

大雪消防組合

印

保管費等納付命令書

年 月 日付で返還した物件の保管等に要した費用は、下記のとおりであるから 年 月 日までに へ納付するよう消防法の規定により命令する。

なお、指定された期日までに納付しないときは、国税徴収法の例により徴収される。

記

金 円

費 目	金 額	内 訳

- (教示) 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、大雪消防組合に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分について不服がある場合は、前項の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（前項による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、大雪消防組合（訴訟において大雪消防組合を代表する者は、大雪消防組合管理者となります。）を被告として、旭川地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

別記様式第24号（第25条関係）

年 月 日

大雪消防組合

様

（受領者）

住 所

氏 名

印

保 管 物 件 受 領 書

下記の物件を受領しました。

記

番 号	名 称	数 量	適 用

別記様式第25号（第25条関係）

年 月 日

代 金 受 領 書

大雪消防組合

様

（受領者）

住 所

氏 名

印

1 名称又は種類

2 形状及び数量

上記物件の売却代金として下記の金額を受領しました。

記

金 _____ 円

別記様式第26号（第25条関係）

年 月 日

大雪消防組合

様

住 所

氏 名

印

所 有 権 放 棄 書

下記物件については、 年 月 日所有権を放棄するので適宜処分してください。

記

1 名称又は種類

2 形状及び数量

第8編 業務（大雪消防組合違反処理規程）

別記様式第27号（第26条関係）

年 月 日

大雪消防組合

様

住 所
氏 名

印

受 領 書

年 月 日付け 第 号の 書は、確かに受領しました。

第8編 業務（大雪消防組合違反処理規程）

別記様式第28号（第28条関係）

（甲）

違反処理台帳

整理番号				管理番号						
違反者	住所									
	氏名		職業		生年月日					
	住所									
	氏名		職業		生年月日					
対象物の状況	所在地									
	名称				用途					
	構造	造	延べ面積	m ²	階層	地上	地下			
	危険物	製造所等の別			貯蔵所・取扱所の区分					
		設置許可年月日番号	年	月	日	設置の検査年月日番号	年	月	日	
		許可品名				許可数量				
違反事項									
違反条項										
違反の発生事由									
違反処理区分	警告	年	月	日	第	号	履行期限	年	月	日
	命令	年	月	日	第	号	履行期限	年	月	日
	認定、許可の取消し									
	告発									
	過料事件の通知									
	代執行									
経過	年月日	指導内容及び履行状況						担当者印		
									
									
									
									

別記様式第29号（第29条関係）

年 月 日

大雪消防組合

様

所 属
階級・氏名

㊟

履 行 状 況 調 査 報 告 書

（警告・命令）事項の履行状況について調査した結果、次のとおり報告する。

違 反 者	住 所		職 業	
	氏 名		生年月日	
対 象 物 の 状 況	所 在			
	名 称		用途	
違 反 処 理 区 分	警告	年 月 日 第 号	履行履歴	年 月 日
	命令	年 月 日 第 号	履行履歴	年 月 日
警 告 ・ 命 令 事 項			
履 行 状 況 調 査 日 時	年 月 日 時 分			
立 会 者 職 ・ 氏 名				
履 行 年 月 日	年 月 日			
履 行 状 況			
所 見			

別記様式第30号（第30条関係）

第 年 月 日 号

大雪消防組合
消防長 様

大雪消防組合

印

違反処理報告書

違反者	住所			
	氏名		職業	
対象物の状況	所在地			
	名称		用途	
違反事実				
違反条項				
違反概要			
違反処理区分	警告・命令・認定、許可の取消し・告発・過料事件の通知・代執行			
違反処理の内容			

別記様式第31号（第30条関係）

第 号
年 月 日

大雪消防組合
消防長 様

大雪消防組合

印

違反処理完結報告書

違反者	住所			
	氏名		職業	
対象物の状況	所在地			
	名称		用途	
違反処理区分	警告・命令・認定、許可の取消し・告発・過料事件の通知・代執行			
履行年月日	年 月 日			
履行内容	-----			

(~1940)